

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗に関する届出を変更する旨の届出について、縦覧に供する。

平成十六年五月十一日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ファッションモール児島店

所在地 倉敷市児島赤崎一丁目二九〇二番

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社しまむら

所在地 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号

代表者の氏名 代表取締役 藤原 秀次郎

3 変更しようとする事項

- (1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯は、荷さばき施設①は午前十時から午後九時まで、また、荷さばき施設②は午前十時から午後八時までとする。
- (2) 駐輪場②を利用するための通路を適正に確保するため、通路付近の駐車枠六十五番及び六十六番を従業員用駐車場として使用する。これにより、営業時間中の通路周辺の自動車の移動はなく、また、通路幅一・五メートルを確保することができる。更に、駐輪場①付近には駐輪場②の位置を示す看板を設置する。

二 届出年月日

平成十六年四月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十六年五月十一日から平成十六年九月十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷地方振興局総務振興部総務振興課